

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号		配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）						（氏名又は名称） 吾妻森林組合 代表理事組合長 関 常明			（住所又は所在地） 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1836		
			経営管理実施権を設定する市町村（乙）						（名称） 東吾妻町長 中澤 恒喜			（所在地） 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 （終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 （㎡）	現況樹種	現況林齢						
1	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1332-4	17	120	山林	7,466	スギ	56	2025. 9. 1	20年 （2045年3月31日 ）	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-4
2				160			スギ	54			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
3				161			スギ	62			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
4	東吾妻町 大字五町田 字上新田	1399	16	141-3	山林	9,385	スギ	55	2025. 9. 1	20年 （2045年3月31日 ）	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-6
5			17	27			スギ	61			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
6	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-2	14	199-3	山林	1,656	スギ	49	2025. 9. 1	20年 （2045年3月31日 ）	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-8
7	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1674	15	10-3	山林	15,027	スギ	63	2025. 9. 1	20年 （2045年3月31日 ）	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-9
8				11-1			スギ	70			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
9				14			スギ	62			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
10	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1675	15	13	山林	2,586	スギ	70			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
11	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1335	17	108-2	山林	11,963	マツ	51			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
12				123			スギ	67			別添1の①参照	別添2の①参照	—	

13				124-1			スギ	67	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-11
14	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-5	17	130	山林	15,202	スギ	64			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
15	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-23	17	124-1	山林	4,757	スギ	67			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
16	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-1	15	25	山林	3,920	スギ	65	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田-13
17				26			スギ	73			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
18	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-2	14	79-2	山林	7,870	マツ	68			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
19			15	23			スギ	65			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
20			15	24			マツ	65			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
21			15	24			スギ	65			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
22	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1345	17	89-1	山林	13,876	スギ	64	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-14
23				89-2			スギ	48			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
24				89-1			ヒノキ	40			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
25	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1341-1	17	96-1	山林	3,058	スギ	75	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-16
26				96-2			スギ	61			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
27				98			スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
28	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1553-1	15	196-1	山林	16,140	スギ	71	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田-17
29	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1566-1	15	96	山林	2,670	スギ	50			別添1の②参照	別添2の②参照	—	

30	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-2	15	85	山林	1, 121	スギ	85	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 19
31	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-2	17	108-1	山林	3, 912	スギ	51			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
32	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1571	15	62	山林	12, 469	スギ	19			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
33				63-1			スギ	58			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
34				63-2			スギ	62			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
35	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1585	15	27	山林	600	スギ	55			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
36	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1587	15	45	山林	2, 075	スギ	83			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
37	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-2	15	53	山林	657	スギ	84			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
38	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-1	15	84	山林	11, 014	スギ	75			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
39	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1630	15	151	山林	16, 541	スギ	70			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
40	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1635	15	154	山林	11, 836	スギ	75			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
41	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1887-1	14	151	山林	12, 328	スギ	78			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
42				154			スギ	64			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
43				162			スギ	72			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
44	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1890	14	156	山林	22, 485	スギ	80			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
45				158-2			スギ	58			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
46	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1892	14	159	山林	15, 819	スギ	52			別添1の②参照	別添2の②参照	—	

47				160			スギ	62			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
48	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1896-1	14	165	山林	13,183	スギ	59			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
49	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-1	17	108-1	山林	5,682	スギ	51			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
50	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-1	17	101	山林	11,296	スギ	51			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
51	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-2	17	103	山林	8,153	スギ	70			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
52				104			スギ	64			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
53				105-3			スギ	44			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
54	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1339-1	17	108-1	山林	1,318	スギ	51			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
55	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1898-1	14	172	山林	11,711	スギ	62	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 20
56	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1915	14	182-1	山林	31,259	スギ	63			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
57				182-3			スギ	57			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
58				183-1			スギ	70			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
59				182-2			ヒノキ ・スギ	35			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
60	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1588-1	15	47	山林	1,689	スギ	59	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 22
61	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-1	14	180	山林	1,009	スギ	63	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 23
62				26-1			スギ	66			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
63				26-2			スギ	65			別添1の①参照	別添2の①参照	—	

64	東吾妻町 大字五町田 字嘉平久保	1804-1	14	26-4	山林	14,666	スギ	57	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 24
65				26-5			スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
66				31			スギ	64			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
67	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1881-1	14	147-2	山林	6,732	スギ	55	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 25
68	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1225	21	105	山林	2,936	スギ	61			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
69				111			スギ	67			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
70	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1810-1	14	196-1	山林	7,900	スギ	55	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 26
71	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-1	14	196-1	山林	5,061	スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
72	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-2	14	196-2	保安林	985	スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
73	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-3	14	196-2	保安林	1,858	スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
74	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1927-1	14	194	山林	2,199	スギ	68	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 28
75	東吾妻町 大字五町田 字細畑	1813-2	14	69	山林	28,074	スギ	60	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 29
76				55			スギ	60			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
77				68			スギ	75			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
78	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1201	22	15	山林	6,585	カマツ	68	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 30
79	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1561	15	109	山林	2,670	スギ	75	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 32
80			14	74-1			スギ	66			別添1の②参照	別添2の②参照	—	

81	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-1	15	54	山林	21,672	スギ	67	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 34
82			15	58-1			スギ	80			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
83			15	58-2			スギ	56			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
84			15	59			スギ	80			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
85			15	64-1			スギ	93			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
86			15	64-2			スギ	93			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
87			15	65-2			スギ	40			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
88			15	65-1			カラマツ スギ	80			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
89	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1599-1	15	68	山林	22,721	スギ	70	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 35
90			15	69-1			スギ	78			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
91			15	69-2			スギ	73			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
92			15	68			広葉樹	20			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
93	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-1	15	68	山林	6,326	スギ	70			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
94	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-3	15	73	山林	2,443	スギ	63			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
95	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1601	15	75	山林	9,272	スギ	20			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
96			15	76			スギ	60			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
97				246-1			スギ	61			別添1の①参照	別添2の①参照	—	

98	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1512-1	15	246-2	山林	34,967	スギ	60	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 36
99				246-3			スギ	70			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
100				246-4			スギ	58			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
101				246-5			スギ	59			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
102				246-6			スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
103				246-7			スギ	50			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
104	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-3	14	199-2	山林	1,159	スギ	51	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 38
105	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1909	14	177-3	山林	5,879	スギ	57			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
106				177-4			スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
107	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1263-2	21	58	山林	4,403	スギ	66	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 40
108	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1344	17	89-1	山林	14,016	スギ	64	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 43
109				90			スギ	72			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
110				91			スギ	59			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
111				92			スギ	59			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
112				105-1			スギ	55			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
113				105-2			スギ	44			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
114				91			マツ	59			別添1の①参照	別添2の①参照	—	

115	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1346	17	89-1	山林	1,357	スギ	64			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
116	東吾妻町 大字五町田 字十二ノ平	1776	14	4	山林	5,244	スギ	60	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 44
117				5			スギ	64			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
118	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1206-1	22	8	山林	2,719	スギ	66	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 46
119	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1267-1	21	47-2	山林	7,695	スギ	60	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 47
120	東吾妻町 大字五町田 字平五良	926	21	46	山林	618	スギ	63	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 49
121	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1899-1	14	167	山林	8,209	スギ	53	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の②参照	別添2の②参照	—	集R6五町田- 55
122				171-1			スギ	53			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
123				171-2			スギ	65			別添1の②参照	別添2の②参照	—	
124	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-2	14	180	山林	1,704	スギ	63	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 56
125	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1334-5	17	125-2	保安林	1,412	スギ	67	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 58
126	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-18	17	131-2	保安林	1,967	スギ	62			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
127			19	27-1			スギ	72			別添1の①参照	別添2の①参照	—	
128	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1355	17	74	山林	9,495	スギ	54	2025. 9. 1	20年 (2045年3月31日)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集R6五町田- 60

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 (㎡)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1332-4	17	120	山林	7,466	スギ	56			別添3の①参照		集R6五町田-4
2				160			スギ	54			別添3の①参照		
3				161			スギ	62			別添3の①参照		
4	東吾妻町 大字五町田 字上新田	1399	16	141-3	山林	9,385	スギ	55			別添3の①参照		集R6五町田-6
5			17	27			スギ	61			別添3の①参照		
6	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-2	14	199-3	山林	1,656	スギ	49			別添3の①参照		集R6五町田-8
7	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1674	15	10-3	山林	15,027	スギ	63			別添3の①参照		集R6五町田-9
8				11-1			スギ	70			別添3の①参照		
9				14			スギ	62			別添3の①参照		
10	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1675	15	13	山林	2,586	スギ	70			別添3の①参照		
11	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1335	17	108-2	山林	11,963	マツ	51			別添3の①参照		集R6五町田-11
12				123			スギ	67			別添3の①参照		
13				124-1			スギ	67			別添3の①参照		
14	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-5	17	130	山林	15,202	スギ	64			別添3の①参照		
15	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-23	17	124-1	山林	4,757	スギ	67			別添3の①参照		

16	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-1	15	25	山林	3,920	スギ	65			別添3の②参照	集R6五町田- 13
17				26			スギ	73			別添3の②参照	
18	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-2	14	79-2	山林	7,870	マツ	68			別添3の②参照	
19			15	23			スギ	65			別添3の②参照	
20			15	24			マツ	65			別添3の②参照	
21			15	24			スギ	65			別添3の②参照	
22	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1345	17	89-1	山林	13,876	スギ	64			別添3の①参照	集R6五町田- 14
23				89-2			スギ	48			別添3の①参照	
24				89-1			ヒノキ	40			別添3の①参照	
25	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1341-1	17	96-1	山林	3,058	スギ	75			別添3の①参照	集R6五町田- 16
26				96-2			スギ	61			別添3の①参照	
27				98			スギ	55			別添3の①参照	
28	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1553-1	15	196-1	山林	16,140	スギ	71			別添3の①参照	集R6五町田- 17
29	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1566-1	15	96	山林	2,670	スギ	50			別添3の②参照	
30	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-2	15	85	山林	1,121	スギ	85			別添3の②参照	
31	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-2	17	108-1	山林	3,912	スギ	51			別添3の①参照	
32				62			スギ	19			別添3の②参照	

33	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1571	15	63-1	山林	12,469	スギ	58
34				63-2			スギ	62
35	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1585	15	27	山林	600	スギ	55
36	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1587	15	45	山林	2,075	スギ	83
37	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-2	15	53	山林	657	スギ	84
38	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-1	15	84	山林	11,014	スギ	75
39	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1630	15	151	山林	16,541	スギ	70
40	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1635	15	154	山林	11,836	スギ	75
41	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1887-1	14	151	山林	12,328	スギ	78
42				154			スギ	64
43				162			スギ	72
44	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1890	14	156	山林	22,485	スギ	80
45				158-2			スギ	58
46	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1892	14	159	山林	15,819	スギ	52
47				160			スギ	62
48	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1896-1	14	165	山林	13,183	スギ	59
49	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-1	17	108-1	山林	5,682	スギ	51

別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の①参照	
別添3の①参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の②参照	
別添3の①参照	

集R6五町田-
19

50	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-1	17	101	山林	11,296	スギ	51			別添3の①参照		
51	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-2	17	103	山林	8,153	スギ	70			別添3の①参照		
52				104			スギ	64			別添3の①参照		
53				105-3			スギ	44			別添3の①参照		
54	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1339-1	17	108-1	山林	1,318	スギ	51			別添3の①参照		
55	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1898-1	14	172	山林	11,711	スギ	62			別添3の②参照		集R6五町田- 20
56	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1915	14	182-1	山林	31,259	スギ	63			別添3の②参照		
57				182-3			スギ	57			別添3の②参照		
58				183-1			スギ	70			別添3の②参照		
59				182-2			ヒノキ ・スギ	35			別添3の②参照		
60	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1588-1	15	47	山林	1,689	スギ	59			別添3の②参照		集R6五町田- 22
61	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-1	14	180	山林	1,009	スギ	63			別添3の①参照		集R6五町田- 23
62	東吾妻町 大字五町田 字嘉平久保	1804-1	14	26-1	山林	14,666	スギ	66			別添3の①参照		集R6五町田- 24
63				26-2			スギ	65			別添3の①参照		
64				26-4			スギ	57			別添3の①参照		
65				26-5			スギ	55			別添3の①参照		
66				31			スギ	64			別添3の①参照		

67	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1881-1	14	147-2	山林	6,732	スギ	55			別添3の②参照		
68	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1225	21	105	山林	2,936	スギ	61			別添3の①参照		集R6五町田- 25
69				111			スギ	67			別添3の①参照		
70	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1810-1	14	196-1	山林	7,900	スギ	55			別添3の①参照		集R6五町田- 26
71	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-1	14	196-1	山林	5,061	スギ	55			別添3の①参照		
72	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-2	14	196-2	保安林	985	スギ	55			別添3の①参照		
73	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-3	14	196-2	保安林	1,858	スギ	55			別添3の①参照		
74	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1927-1	14	194	山林	2,199	スギ	68			別添3の①参照		集R6五町田- 28
75	東吾妻町 大字五町田 字細畑	1813-2	14	69	山林	28,074	スギ	60			別添3の①参照		集R6五町田- 29
76				55			スギ	60			別添3の①参照		
77				68			スギ	75			別添3の①参照		
78	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1201	22	15	山林	6,585	カラマツ	68			別添3の①参照		集R6五町田- 30
79	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1561	15	109	山林	2,670	スギ	75			別添3の①参照		集R6五町田- 32
80			14	74-1			スギ	66			別添3の②参照		
81			15	54			スギ	67			別添3の②参照		
82			15	58-1			スギ	80			別添3の②参照		
83			15	58-2			スギ	56			別添3の②参照		

84	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-1	15	59	山林	21,672	スギ	80			別添3の②参照		集R6五町田- 34
85			15	64-1			スギ	93			別添3の②参照		
86			15	64-2			スギ	93			別添3の②参照		
87			15	65-2			スギ	40			別添3の②参照		
88			15	65-1			カマツ スギ	80			別添3の②参照		
89	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1599-1	15	68	山林	22,721	スギ	70			別添3の②参照		集R6五町田- 35
90			15	69-1			スギ	78			別添3の②参照		
91			15	69-2			スギ	73			別添3の②参照		
92			15	68			広葉樹	20			別添3の②参照		
93	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-1	15	68	山林	6,326	スギ	70			別添3の②参照		
94	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-3	15	73	山林	2,443	スギ	63			別添3の②参照		
95	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1601	15	75	山林	9,272	スギ	20			別添3の②参照		
96			15	76			スギ	60			別添3の②参照		
97	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1512-1	15	246-1	山林	34,967	スギ	61			別添3の①参照		集R6五町田- 36
98				246-2			スギ	60			別添3の①参照		
99				246-3			スギ	70			別添3の①参照		
100				246-4			スギ	58			別添3の①参照		

101				246-5			スギ	59			別添3の①参照		
102				246-6			スギ	55			別添3の①参照		
103				246-7			スギ	50			別添3の①参照		
104	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-3	14	199-2	山林	1,159	スギ	51			別添3の①参照		
105	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1909	14	177-3	山林	5,879	スギ	57			別添3の①参照		集R6五町田- 38
106				177-4			スギ	55			別添3の①参照		
107	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1263-2	21	58	山林	4,403	スギ	66			別添3の①参照		集R6五町田- 40
108	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1344	17	89-1	山林	14,016	スギ	64			別添3の①参照		集R6五町田- 43
109				90			スギ	72			別添3の①参照		
110				91			スギ	59			別添3の①参照		
111				92			スギ	59			別添3の①参照		
112				105-1			スギ	55			別添3の①参照		
113				105-2			スギ	44			別添3の①参照		
114				91			マツ	59			別添3の①参照		
115	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1346	17	89-1	山林	1,357	スギ	64			別添3の①参照		
116	東吾妻町 大字五町田 字十二ノ平	1776	14	4	山林	5,244	スギ	60			別添3の①参照		集R6五町田- 44
117				5			スギ	64			別添3の①参照		

118	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1206-1	22	8	山林	2,719	スギ	66			別添3の①参照		集R6五町田- 46
119	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1267-1	21	47-2	山林	7,695	スギ	60			別添3の①参照		集R6五町田- 47
120	東吾妻町 大字五町田 字平五良	926	21	46	山林	618	スギ	63			別添3の①参照		集R6五町田- 49
121	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1899-1	14	167	山林	8,209	スギ	53			別添3の②参照		集R6五町田- 55
122				171-1			スギ	53			別添3の②参照		
123				171-2			スギ	65			別添3の②参照		
124	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-2	14	180	山林	1,704	スギ	63			別添3の①参照		集R6五町田- 56
125	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1334-5	17	125-2	保安林	1,412	スギ	67			別添3の①参照		集R6五町田- 58
126	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-18	17	131-2	保安林	1,967	スギ	62			別添3の①参照		
127			19	27-1			スギ	72			別添3の①参照		
128	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1355	17	74	山林	9,495	スギ	54			別添3の①参照		集R6五町田- 60

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上）

吾妻森林組合 代表理事組合長 関 常明

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上）

東吾妻町長 中澤 恒喜

（記載注意）

- （１） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （３） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （４） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （５） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うにあたっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することが出来るとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1332-4	17	120	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
				160	
				161	
	東吾妻町 大字五町田 字上新田	1399	16	141-3	
			17	27	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-2	14	199-3	
	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1674	15	10-3	
				11-1	
				14	
	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1675	15	13	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1335	17	108-2	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
				123	
				124-1	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-5	17	130	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-23	17	124-1	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1345	17	89-1	
				89-2	
				89-1	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1341-1	17	96-1	
				96-2	
				98	
	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1553-1	15	196-1	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-2	17	108-1	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1630	15	151	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1635	15	154	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-1	17	108-1	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-1	17	101	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-2	17	103	
				104	
				105-3	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1339-1	17	108-1	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-1	14	180	
	東吾妻町 大字五町田 字嘉平久保	1804-1	14	26-1	
				26-2	
				26-4	
				26-5	
				31	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1225	21	105	
				111	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1810-1	14	196-1	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-1	14	196-1	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を 1 回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-2	14	196-2	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-3	14	196-2	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1927-1	14	194	
	東吾妻町 大字五町田 字細畑	1813-2	14	69	
				55	
				68	
	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1201	22	15	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1561	15	109	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1512-1	15	246-1	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
				246-2	
				246-3	
				246-4	
				246-5	
				246-6	
				246-7	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-3	14	199-2	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1909	14	177-3	
				177-4	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1263-2	21	58	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1344	17	89-1	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
				90	
				91	
				92	
				105-1	
				105-2	
				91	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1346	17	89-1	
	東吾妻町 大字五町田 字十二ノ平	1776	14	4	
				5	
	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1206-1	22	8	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1267-1	21	47-2	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に、対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を 1 回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 広葉樹区域については、原則、巡視とする。
	東吾妻町 大字五町田 字平五良	926	21	46	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-2	14	180	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1334-5	17	125-2	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-18	17	131-2	
			19	27-1	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1355	17	74	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-1	15	25	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ苗を2,100本/haの密度で植付けるとともに獣害防止の忌避剤散布を実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回、15年生時に除伐1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				26	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-2	14	79-2	
			15	23	
			15	24	
			15	24	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1566-1	15	96	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-2	15	85	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1571	15	62	
				63-1	
				63-2	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1585	15	27	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1587	15	45	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ苗を2,100本/haの密度で植付けるとともに獣害防止の忌避剤散布を実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回、15年生時に除伐1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-2	15	53	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-1	15	84	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1887-1	14	151	
				154	
				162	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1890	14	156	
				158-2	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1892	14	159	
				160	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1896-1	14	165	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1898-1	14	172	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1915	14	182-1	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ苗を2,100本/haの密度で植付けるとともに獣害防止の忌避剤散布を実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回、15年生時に除伐1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				182-3	
				183-1	
				182-2	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1588-1	15	47	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1881-1	14	147-2	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
② 東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-1	14	74-1	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ苗を2,100本/haの密度で植付けるとともに獣害防止の忌避剤散布を実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回、15年生時に除伐1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
		15	54		
		15	58-1		
		15	58-2		
		15	59		
		15	64-1		
		15	64-2		
		15	65-2		
		15	65-1		

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1599-1	15	68	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ苗を2,100本/haの密度で植付けるとともに獣害防止の忌避剤散布を実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回、15年生時に除伐1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
			15	69-1	
			15	69-2	
			15	68	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-1	15	68	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-3	15	73	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1601	15	75	
			15	76	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1899-1	14	167	
				171-1	
				171-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1332-4	17	120	
				160	
				161	
	東吾妻町 大字五町田 字上新田	1399	16	141-3	
			17	27	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-2	14	199-3	
	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1674	15	10-3	
				11-1	
				14	
	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1675	15	13	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1335	17	108-2	
				123	
				124-1	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-5	17	130	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-23	17	124-1	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1345	17	89-1	
				89-2	
				89-1	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1341-1	17	96-1	
				96-2	
				98	
	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1553-1	15	196-1	

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-2	17	108-1	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1630	15	151	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1635	15	154	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-1	17	108-1	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-1	17	101	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-2	17	103	
				104	
				105-3	

別添２ 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1339-1	17	108-1	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-1	14	180	
	東吾妻町 大字五町田 字嘉平久保	1804-1	14	26-1	
				26-2	
				26-4	
				26-5	
				31	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1225	21	105	
				111	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1810-1	14	196-1	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-1	14	196-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-2	14	196-2	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-3	14	196-2	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1927-1	14	194	
	東吾妻町 大字五町田 字細畑	1813-2	14	69	
				55	
				68	
	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1201	22	15	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1561	15	109	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1512-1	15	246-1	
				246-2	
				246-3	
				246-4	
				246-5	
				246-6	
				246-7	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-3	14	199-2	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1909	14	177-3	
				177-4	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1263-2	21	58	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1344	17	89-1	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
				90	
				91	
				92	
				105-1	
				105-2	
				91	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1346	17	89-1	
	東吾妻町 大字五町田 字十二ノ平	1776	14	4	
				5	
	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1206-1	22	8	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1267-1	21	47-2	

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字平五良	926	21	46	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-2	14	180	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1334-5	17	125-2	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-18	17	131-2	
			19	27-1	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1355	17	74	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-1	15	25	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（獣害防止忌避剤散布等を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。
				26	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-2	14	79-2	（2．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
			15	23	
			15	24	（3．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
			15	24	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1566-1	15	96	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-2	15	85	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1571	15	62	
				63-1	
				63-2	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1585	15	27	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
②	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（獣害防止忌避剤散布等を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1587	15	45	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-2	15	53	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-1	15	84	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1887-1	14	151	
				154	
				162	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1890	14	156	
				158-2	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1892	14	159	
				160	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1896-1	14	165	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1898-1	14	172	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
②	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（獣害防止忌避剤散布等を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1915	14	182-1	
				182-3	
				183-1	
				182-2	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1588-1	15	47	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1881-1	14	147-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
②	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（獣害防止忌避剤散布等を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-1	14	74-1	
			15	54	
			15	58-1	
			15	58-2	
			15	59	
			15	64-1	
			15	64-2	
			15	65-2	
			15	65-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1599-1	15	68	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（獣害防止忌避剤散布等を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
			15	69-1	
			15	69-2	
			15	68	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-1	15	68	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-3	15	73	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1601	15	75	
			15	76	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1899-1	14	167	
				171-1	
				171-2	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1332-4	17	120		
				160		
				161		
	東吾妻町 大字五町田 字上新田	1399	16	141-3		
			17	27		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-2	14	199-3		
	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1674	15	10-3		
				11-1		
				14		
	東吾妻町 大字五町田 字吹上	1675	15	13		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1335	17	108-2		
				123		
				124-1		
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-5	17	130		
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-23	17	124-1		
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1345	17	89-1		
				89-2		
				89-1		
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1341-1	17	96-1		
				96-2		
				98		
	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1553-1	15	196-1		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-2	17	108-1		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1630	15	151		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1635	15	154		
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1336-1	17	108-1		
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-1	17	101		
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1337-2	17	103		
				104		
				105-3		

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1339-1	17	108-1		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-1	14	180		
	東吾妻町 大字五町田 字嘉平久保	1804-1	14	26-1		
				26-2		
				26-4		
				26-5		
				31		
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1225	21	105		
				111		
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1810-1	14	196-1		
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-1	14	196-1		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-2	14	196-2		
	東吾妻町 大字五町田 字小井戸	1812-3	14	196-2		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1927-1	14	194		
	東吾妻町 大字五町田 字細畑	1813-2	14	69		
				55		
				68		
	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1201	22	15		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1561	15	109		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字中ノ沢	1512-1	15	246-1		
				246-2		
				246-3		
				246-4		
				246-5		
				246-6		
				246-7		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1904-3	14	199-2		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1909	14	177-3		
				177-4		
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1263-2	21	58		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	
①	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1344	17	89-1	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
				90	
				91	
				92	
				105-1	
				105-2	
				91	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1346	17	89-1	
	東吾妻町 大字五町田 字十二ノ平	1776	14	4	
				5	
	東吾妻町 大字五町田 字小屋沢	1206-1	22	8	
	東吾妻町 大字五町田 字村武沢	1267-1	21	47-2	

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	東吾妻町 大字五町田 字平五良	926	21	46	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1902-2	14	180	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1334-5	17	125-2	
	東吾妻町 大字五町田 字坪更	1343-18	17	131-2	
			19	27-1	
	東吾妻町 大字五町田 字袋内	1355	17	74	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	
②	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-1	15	25	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
				26	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1586-2	14	79-2	
			15	23	
			15	24	
			15	24	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1566-1	15	96	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-2	15	85	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1571	15	62	
				63-1	
				63-2	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1585	15	27	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
②	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1587	15	45		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-2	15	53		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1605-1	15	84		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1887-1	14	151		
				154		
				162		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1890	14	156		
				158-2		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1892	14	159		
				160		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1896-1	14	165		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1898-1	14	172		

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
②	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1915	14	182-1	
				182-3	
				183-1	
				182-2	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1588-1	15	47	
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1881-1	14	147-2	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
②	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1589-1	14	74-1		
			15	54		
			15	58-1		
			15	58-2		
			15	59		
			15	64-1		
			15	64-2		
			15	65-2		
			15	65-1		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
②	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1599-1	15	68		
			15	69-1		
			15	69-2		
			15	68		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-1	15	68		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1600-3	15	73		
	東吾妻町 大字五町田 字牛ヶ久保	1601	15	75		
			15	76		
	東吾妻町 大字五町田 字捨久保	1899-1	14	167		
				171-1		
				171-2		